

# リックカード会員規約

## 第1条（リックカード会員）

リックカードは、全日産・一般業種労働組合連合会（以下「日産労連」という）が組合員のためライフサポート活動を実施するにあたっての会員証として発行するもので、リックカードが発行された者を「リックカード会員」とします。

## 第2条（カードの発行）

リックカードは、組合員およびエルダークラブ会員については原則として全員に発行するものとし、職制による非組合員および制度上の非組合員については希望した者に発行するものとし、

## 第3条（カード機能）

リックカードは、原則としてクレジット機能付きカード（以下「リックUCカード」という）とし、次の場合に限リクレジット機能のないカード（以下「リックハウスカード」という）を発行するものとし、

- ①18才未満の者
- ②クレジットカード会社の入会基準により入会出来なかった者
- ③その他

## 第4条（リックハウスカードへの変更）

リックUCカードは、クレジットカード会社の指示によりリックハウスカードに変更されることがあります。この場合、リックUCカードはただちに返却するものとし、

## 第5条（リックUCカードへ変更）

リックハウスカードからリックUCカードへ変更を希望する場合は、新たにリックカード入会申込書を提出するものとし、

## 第6条（退会）

リックカード会員が日産労連に加盟している組合の属する企業を退職、または組合を脱退しリックカード会員でなくなった場合にはリックカードを返却するものとし、ただし、定年退職しエルダークラブ会員となった場合は、リックカード会員を継続するものとし、

## 第7条（諸変更）

届出事項の諸変更に伴うリックカード届出書の提出は、原則として組合組織を通じて行うものとし、ただし、リックUCカードの盗難・紛失に伴う場合等のリックカード届出書の提出は、クレジットカード会社へ直接行うものとし、

## 第8条（カード会員規約の適用）

リックUCカードのショッピング、キャッシング、ローン、リポルピング等のクレジットとしての利用に関してはクレジットカード会社の「会員規約」ならびに「リックUCカード会員特約」によるものとし、

以上

## リックUCカード会員規約

### 第1条（リックUCカード会員）

リックUCカード会員とは、株式会社クレディセゾン（以下「セゾン」と称します）に対し、UCカード会員規約ならびに本特約を承認のうえ、セゾン所定の手続によりリックUCカードを申し込み、セゾンが利用を認めたとうえでカードを発行した方をいいます。

### 第2条（規約の適用）

リックUCカード会員には、次の各項に定める事項については本特約で定める内容が適用され、そのほかについては、UCカード会員規約が適用されるものとします。

1. 会員規約第3条（カード年会費）第1項は次のとおりとします。

リックUCカード会員のうち、配偶者会員は、セゾンに対し所定の年会費（入会申込書、またはパンフレット参照）を支払うものとします。なお、年会費の支払期日はカード送付時に通知するものといたします。

2. 会員規約第13条（カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補）第3項の本文は次のとおりとします。（日産労連およびセゾンの免責を定める（イ）～（チ）の各号についてはUCカード会員規約原文のとおり）ただし、前項により会員が被る損害は、第13条に掲げる場合を除き、本人会員に対しては「リックUCカード盗難補償制度」により日産労連が、配偶者会員に対しては（クレディセゾンが、全額てん補します。

以上

## リック会員特約

### 《個人情報取扱いに関する重要事項》

#### 第1条（個人情報の利用）

入会申込者（以下、「会員」と称します）は、全日産・一般業種労働組合連合会（以下、略称日産労連）が下記の情報（以下個人情報という）を下記（1）（2）（3）の目的のために保護措置を講じた上で利用することに同意します。

#### ＜個人情報＞

所定の申込書に会員が記載した氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、配偶者及び家族情報、お支払い預金口座等、所定の申込書に記入した情報及び、入会後に届出した情報

- （1）日産労連のリック事業に係る基本的な機能及び付帯サービスの提供
- （2）日産労連のリック事業における、商品の募集・商品の発送、並びにリック事業に係る商品・サービス情報のお知らせ
- （3）日産労連のリック事業における市場調査、商品開発

#### 第2条（個人情報の委託）

日産労連が、関連事務の処理を委託した企業にその委託業務に必要な範囲内で、会員の個人情報の保護措置を講じた上で預託することに同意します。

#### 第3条（個人情報の開示・訂正・削除）

会員は、日産労連に対して、自己に関する個人情報の開示を請求することができます。

開示を求める場合には、第5条記載の窓口（下表【問い合わせ・相談窓口等】）にご連絡ください。

開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類等）の詳細についてお答えします。

万一、登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、日産労連は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

#### 第4条（条項の変更）

本重要事項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

#### 第5条（個人情報の取扱いに関する問い合わせ等の窓口）

個人情報の開示・訂正・削除についての会員の個人情報に関するお問い合わせや利用・提供中止、その他のご意見の申し出に関しましては、後記の日産労連相談窓口までお願いします。

#### 【問い合わせ・相談窓口等】

規約についてのお問い合わせ・ご相談は日産労連リック局にご連絡ください。

お問合せ事項	相談窓口	組合名・住所・電話番号
・個人情報の開示・訂正・削除（第3条）について ・その他本特約全般について	リック相談窓口	日産労連リック局 東京都港区海岸1-4-26 03-3434-2501 URL <a href="http://www.ngu.or.jp">http://www.ngu.or.jp</a>